

「放課後児童支援員認定資格研修」（都道府県実施）について

平成 27 年度より、国は各放課後児童クラブには 1 名以上「放課後児童支援員」を配置することとし、「放課後児童支援員」の資格を取得するためには都道府県が実施する認定資格研修を修了しなければならないこととなりました。

本協会では、この認定資格研修を都道府県より委託を受けて実施しています。平成 28 年度は、滋賀県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県の 7 県で実施しました。

<放課後児童支援員認定資格研修について>

この認定資格研修は、国が定めた「ガイドライン」に基づいた研修内容、実施手続、認定等事務で実施されるものです。

（対象）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者

- ①保育士資格取得者
- ②社会福祉士資格取得者
- ③高卒以上で 2 年以上放課後児童クラブ従事者
- ④幼・小・中・高の教諭となる免許取得者
- ⑤大学にて社会福祉学等の課程修了卒業者
- ⑥大学にて社会福祉学等の課程単位取得修了者
- ⑦大学院にて社会福祉学等の課程修了卒業者
- ⑧外国の大学にて社会福祉学等の課程修了卒業者
- ⑨高卒以上で 2 年以上放課後児童クラブに類似する事業従事者 ※省略記載

（目的）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。

（研修内容と時間数）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4. 5時間（90分×3）】
2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間（90分×4）】
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間（90分×3）】
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間（90分×2）】
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間（90分×2）】
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間（90分×2）】

（資格認定）

都道府県が、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証」が交付されます。

（本協会が委託を受けて実施する認定資格研修に関する問い合わせ先）

- ・受講申込み等について：勤務する放課後児童クラブのある市町村の担当課
- ・認定資格研修当日のことについて：本協会
- ・資格認定等について：勤務する放課後児童クラブのある市町村の担当課